

生物多様性条約における外来種の指針原則について（原則13，14，15）

生態系、生息地及び種を脅かす外来種の影響の 予防、導入、影響緩和のための指針原則		移入種への対応方針について
指針原則13 撲滅	<p>実現可能である場合には、撲滅は、侵略的外来種の導入と定着に対してとるべき最良の行動である場合が多い。侵略的外来種を撲滅する最良の機会は、個体群が小さく、地域的な分布にとどまっている侵入の初期の段階である。そのため、リスクが高い導入地点に焦点を絞った早期発見システムが最も有効であり、また撲滅後のモニタリングも必要である。撲滅事業を成功させるためには、地域社会による支援が不可欠な場合が多く、特に、協議によって行われた場合、効果的である。生物多様性への二次的な影響に対しても考慮がなされるべきである。</p>	<p>5-1 導入されたものの管理の基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・導入されている移入種（外来種）の管理（撲滅、封じ込め、防除）を検討する場合、その移入種（外来種）による生物多様性への影響等、影響の種類とその程度に応じて、明確な管理目標（影響減少の目標及び捕獲数等の目標）を設定した管理計画を策定する必要がある。</li> <li>・管理目標の達成には、対象となる生物の個体群の分布域が小さい侵入のなるべく早い段階での短期集中的な対策が重要である。</li> <li>・管理計画は生態学的なモデルに基づくものであることが望ましく、計画を進める中で、管理計画で設定した目標の達成状況に関するモニタリングを実施し、モニタリング結果に応じて計画を見直せる仕組みとすべきである。</li> <li>・計画の策定、実施に関し、地域において対象種からの影響を受けている者、対象種の導入によって便益を得ている者等の利害関係者を中心として、合意形成を図る必要がある。</li> <li>・最終的には要する経費と実施能力によるが、管理を行う対象のプライオリティ付けが必要である。基本的には生物多様性への影響等の大きなものから、地域としては、要注意地域を優先的に管理を進める必要がある。</li> <li>・特に、移入種（外来種）によって固有種や在来種の地域個体群に絶滅のおそれが生じている場合は、早急な対応が必要である。</li> <li>・管理計画の策定主体と計画の実施体制（管理に要する資金、人的資源の確保の方法）の確保が必要である。管理計画の策定主体は、自然環境保全を目的とした保護地域であれば、保護地域の設定・管理者となるといった役割分担が必要である。</li> <li>・管理の実施には長期間に渡り、相当の資源が必要であることから、その確保についての検討が必要であるとともに、ボランティアな協力を広く求めることが重要である。</li> </ul>
指針原則14 封じ込め	<p>撲滅が適当でない場合、侵略的外来種の拡散の防止（封じ込め）は、その生物や個体群の分布域が小さく、封じ込めが可能な状況では、しばしば適切な戦略となる。定期的なモニタリングが不可欠で、新規の大発生を撲滅する迅速な行動と関連している必要がある。</p>	
指針原則15 防除	<p>防除措置は、侵略的外来種の数を減らすと同様に、生じる被害を減らすことに重点を置くべきである。防除は、既存の国内規則、国際的取り決めに従って実施される、機械的防除、化学的防除、生物的防除、生息地管理を含む総合的な管理技術によって行われることが効果的であることがしばしばある。</p>	